

# 明治保育園規則

# 明治保育園規則

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本保育園は明治保育園と称する。

(所在地)

第2条 本保育園の設置場所は、神奈川県藤沢市城南3-6-18に置く。

(目的)

第3条 本保育園は児童福祉法に基づいて、第二種社会福祉事業として、乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。

(保育目標)

第4条 本保育園は、藤沢市保育計画に基づき以下のとおり児童を育成することを保育方針とする。

(1) 様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。

(2) 基本的な生活習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。

(3) 人との関わりの中で、人への愛情や信頼感そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。

(4) 生命、自然、社会事象についての興味や関心を育て、豊かな心情と思考力の芽生えを培う。

(5) 言葉への興味や関心を育て、話す、聞く、相手の話を理解しようとするなど言葉の豊かさを養う。

(6) 様々な体験を通して豊かな感性や表現力を育み、創造力の芽生えを培う。

(7) 乳児保育においては、受容的、応答的関わりを通して「人への基本的信頼感」を育む

園目標

「自然に親しみこころもからだも健やかな子」

(1) 健康保育

(2) 交流保育

(3) 環境保育

## 第2章 職員及び職務

(職員の区分及び定数)

第5条 本保育園に次の職員を置く。職員定数は、以下のとおりとする。

- |           |     |
|-----------|-----|
| (1) 園長    | 1人  |
| (2) 主任保育士 | 2人  |
| (3) 保育士   | 12人 |
| (4) 調理員   | 4人  |

- (5) 用務員 1人 (4園兼務)  
(6) 嘴託医 2人

2 前項に定める者の他、必要に応じその他の職員を置くことができる。

(職員の資格)

第6条 保育士については、児童福祉法第18条の6第1項の各号の一に該当する保育士資格者であることを要する。

(職務)

第7条 園長は本保育園の業務を統括する。

- 2 主任保育士は、園長を補佐し保育内容について保育士を統括する。  
3 保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。  
4 調理員は給食業務に従事する。  
5 用務員は施設の維持・管理等に関することに従事する。  
6 嘴託医及び嘴託歯科医は、児童の健康管理業務を行う。  
7 月に一回以上、職員全体の会議を開催し、職員全員が常に園全体を把握できるよう努めなければならない。

(職務の心得)

第8条 職員は、この規則及びこれに付属する諸規程に遵守し、園長の指示に従い職場秩序を維持するとともに、保育従事者としてその責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

2 園長は、職員に対し職務上知りえた児童及び児童家庭環境等の個人情報をみだりに第三者に漏らさないよう管理指導するものとする。

### 第3章 文書

(文書の取り扱い)

第9条 文書は「藤沢市行政文書取扱規程」に基づいて処理しなければならない。

### 第4章 定員

(定員)

第10条 定員は、0歳児6名、1～2歳児22名、3歳以上児62名とし、クラス編成は次のとおりとする。

- |         |     |
|---------|-----|
| (1) 0歳児 | 6名  |
| (2) 1歳児 | 10名 |
| (3) 2歳児 | 12名 |
| (4) 3歳児 | 17名 |
| (5) 4歳児 | 22名 |
| (6) 5歳児 | 23名 |

## 第5章 入園および退園

### (入園)

第11条 園児は児童福祉法第24条の規定に基づいた乳幼児とする。

### (退園)

第12条 次の各号いずれかに該当したときは、退園させることができる。

- (1) 児童福祉法第24条による入園理由が解消し、藤沢市が保育の実施を解除したとき。
- (2) その他、市長と協議のうえ退園が適当と認められたとき。

## 第6章 園児の処遇

### (平等の原則)

第13条 本保育園は、園児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって差別的扱いをしない。

### (費用)

第14条 保育料は市長の定めた額とする。

2 前項に定めるもののほか、保育に必要な経費として別表1に定める費用を保護者から徴収できる。

### (開所時間)

第15条 保育の開所時間は次のとおりとする。

- (1) 月～金曜日 7時00分から19時00分まで
- (2) 土曜日 7時00分から18時00分まで

### (保育時間)

第16条 保育時間は原則として、1日11時間とする。ただし、園長が保護者に特別の事情があると認めたときは、延長保育を行う。

- (1) 保育時間 (標準時間認定) 7時00分から18時00分まで  
(短時間認定) 8時30分から16時30分まで
- (2) 延長保育 (標準時間認定) 18時00分から19時00分まで  
(短時間認定) 7時00分から 8時30分まで  
16時30分から19時00分まで

2 延長保育は、家庭の状況などによって保護者から申出を受けて行い、別表2に定める延長保育料を保護者より徴収する。

### (登降園)

第17条 登降園については、原則として保護者が付き添うものとする。

### (保育内容)

第18条 別に定める保育計画に基づき、各々の年齢・発達に応じた保育を行う。

2 園児の健康診断は入所時の健康診断および少なくとも年二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施し、その結果を記録しておかなければならない。

(虐待等の禁止)

第19条 本園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の各号の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
- (3) その他、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

2 職員は、園児に対し、神奈川県児童福祉施設設備及び運営に関する基準を定める条例

第10条及び同第11条の規定により、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る、たたく、体罰等直接入所児の身体に外傷を与える行為。
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4) 強引に引きするようにして連れて行く行為。
- (5) 食事を与えない又は無理に食べさせること。
- (6) 園児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7) 乱暴な言葉かけ（呼び捨て、怒鳴る等）や入所児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) 本園を退所させる旨脅かす等の言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9) 性的な嫌がらせをすること。
- (10) 当該園児を無視すること。

(児童虐待防止法の遵守)

第20条 職員は、園児の虐待が疑われる場合には、園児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関に通報するものとする。

(家庭連絡)

第21条 本保育園は、園児の保護者と常に密接な連絡を保ち、園児の保育方針、成長及び保育園の運営について、個人別の連絡帳、クラス懇談会、個人面談、ほいくえん便りなどを通じて保護者の理解と協力を得るものとする。

(行事)

第22条 日課及び年間行事は別に定める。

(休日)

第23条 本保育園の休日は、次のとおりとする。

- (1) 12月29日から1月3日まで
- (2) 日曜日及び国民の休日

(欠席)

第24条 園児が欠席する場合には、保護者は口頭又は書面で園長に届け出ること。

(休園)

第25条 園児又は園児の同居家族に伝染病などが発生し、他の園児に感染の恐れがあると園長が認めた場合は、休園を命じることが出来る。

#### (健康管理)

第26条 園長は常に園児の健康に留意し、保育園で実施する健康診断について、その結果を記録しておかなければならない。

2 職員の健康診断は年1回以上、検便については調理員等給食調理関係者は月2回、その他の職員は毎月1回実施するものとする。

### 第7章 非常災害対策等

#### (非常災害対策)

第27条 園長又は防火管理者は、地震、火事等の非常その他急迫の事態に備え、とるべき措置についてあらかじめ対策を立て、少なくとも毎月1回園児及び職員の避難及び消火訓練を行うものとする。また、必要に応じて保護者参加の引き渡し訓練を行うものとする

#### (緊急時等における対応方法)

第28条 園児の怪我、不審者の侵入等緊急時における対応方針は、危機管理マニュアルに定める。

### 第8章 その他の

#### (地域子育て支援および育児支援)

第29条 明治保育園は以下の地域子育て支援事業を実施する。

- (1) 育児・子育て相談
- (2) 園庭開放
- (3) 体験交流
- (4) 世代間交流

2 前項に掲げる事業に関する実施方法に関しては、園長が状況を見極め、明治保育園の発行する保育園案内にて告知する

#### 附則

この規則は平成27年 4月 1日から施行する。

#### 附則

この規則は平成31年 4月 1日から施行する。

#### 附則

この規則は令和元年 10月 1日から施行する。

#### 附則

この規則は令和2年 4月 1日から施行する。

別表1

## 保育に必要な経費

項目	料金（月額／単位 円）	支払いを求める理由
給食の提供に要する費用 (給食食材料費)	4500 円	給食の提供のため

別表2

## 延長保育料

## 短時間認定

7:00～8:30 16:30～18:00

乳児又は幼児の属する世帯の区分	金額（月額）	
生活保護世帯(昭和25年法律第144号による被保護世帯)	0円	
市町村民税非課税世帯	0円	
市町村民税所 得割課税額が 右欄の区分に 該当するもの	48,600 円未満	100 円
	48,600 円以上 123,000 円未満	200 円
	123,000 円以上 169,000 円未満	300 円
	169,000 円以上	400 円

## 標準時間認定及び短時間認定 18:00～19:00

乳児又は幼児の属する世帯の区分	金額（月額）	
	第1子	第2子以降
生活保護世帯(昭和25年法律第144号による被保護世帯)	0円	0円
市町村民税非課税世帯	0円	0円
市町村民税所 得割課税額が 右欄の区分に 該当するもの	48,600 円未満	1000 円 500 円
	48,600 円以上 123,000 円未満	2000 円 1000 円
	123,000 円以上 169,000 円未満	3000 円 1500 円
	169,000 円以上	4000 円 2000 円